

屋外広告物のしおり

～まちなみをいつまでも美しく安全に保つために～



新発田市

～ 目 次 ～

はじめに……………	1	禁止地域や許可地域に	
屋外広告物とは?……………	2	該当しない地域は?……………	7
禁止広告物とは?……………	3	適用除外となる自家用広告物の	
禁止物件とは?……………	3	主な基準……………	8
禁止地域とは?……………	4	その他適用除外となる主な広告物……………	10
許可地域(許可が必要な地域)とは? ……	4	禁止地域内であっても例外的に表示・	
新発田市景観計画における		設置が認められる広告物……………	11
「歴史景観重要道路」と歴史景観エリアのうち		屋外広告物の許可手続き……………	12
「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」		許可地域内における許可基準……………	13
「公共施設区域」「歴史周辺区域」 ……	5	屋外広告業の登録等……………	17
新発田市全域の屋外広告物条例に		広告物等を表示・設置する者の義務……………	17
おける地域指定状況……………	6	広告物の表示・設置に対する措置……………	18

はじめに

どうして？

屋外広告物には **ルールが必要なの？**

『想像してください。皆さんは、自分たちが住んでいるまちに、はり紙、広告板、ネオン・サインなどの屋外広告物が、あちこちで無秩序・大量に表示されていたらどのように感じますか？』

屋外広告物は、まちを訪れる人々を適切に案内したり、消費者への商品やサービスなどのさまざまな情報を提供してくれています。また、まちのにぎわいや、活気あふれるまちを演出し、まちゆく人々に楽しみを与えてくれます。

しかし、広告物が氾濫すると、まちなみや自然の美しさを損ねて不快感を感じることがあります。また、管理がおろそかになると、広告物の落下による事故など人々に危害を及ぼすおそれもあります。

新発田市では、平成17年に景観行政団体となり、平成20年に新発田市景観計画を策定しました。そして平成21年に新潟県から屋外広告物に関する事務（設置許可）移譲を受け、新発田市独自のルールを定めた屋外広告物条例を制定し、良好な景観の形成や公衆に対する危害の防止を図っています。

このパンフレットは、そのルールの概要を、できるだけ分かりやすく解説したものです。新発田市のまちなみをいつまでも美しく、安全に保つためにご協力をお願いします。

※このパンフレットでは、一部に「新発田市景観計画」におけるエリア名等を用いています。